

受験生、学生および実務家のための

括弧外出し条文

法人税法

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

施行日：令和四年十月一日（令和四年法律第七十一号による改正）

未施行あり

公布日：昭和四十年三月三十一日

改正法令名：労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十一号）

改正法令公布日：令和四年六月十七日

eGov 条文取得日：2022.12.01

2022年12月

弁理士 川原英昭

はじめに

本書（括弧外出し条文）は、①政府の「e-Gov 法令検索」から条文を取得し、②漢数字を算用数字にし、③条文中の（ ）を（*1）、（*2）、・・・として内容を条文の外に出して読みやすくしたものです（日本知財学会で2019年12月に発表）。ただし、下記は括弧の外出しをしていません。

- ① 括弧内の文字数が少ない場合
- ② 表にある括弧
- ③ 段落が（1）（2）・・・、（i）（i i）・・・で始まる場合
- ④ 目次、読替条文

本書を利用すると括弧書きが多い難解な条文は、数分の1の時間で条文を理解できません。税法は条文が長文でかつ括弧書きが多いため、本書の利用価値が特に大きい。

括弧外出し条文を作成した法律は【税務関係6】法人税法、地方税法（第3章）、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法、【知財関係6】特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法です（2022年12月現在）。

法律の一部を改正する法律の施行日は複雑です。改正内容によって施行日が異なる場合が多い。

e-Gov は、改正済みでも未施行の改正条文は収録していない。施行済でもe-Gov 法令検索に反映されるまでにタイムラグがある。

複雑な処理をして本書を作成しています。校正を重ねたが、本書の使用に伴って発生した不利益や問題について、編著者は責任を負いません。

筆者はこのほか「条文番号と見出しの一覧」「読替準用条文集」「読替条文集」も作成しています。

2022年12月 川原英昭

法人税法（昭和40年法律第34号）

法人税法（昭和22年法律第28号）の全部を改正する。

目次

第1編 総則

第1章 通則（第1条—第3条）

第2章 納税義務者（第4条）

第2章の2 法人課税信託（第4条の2—第4条の4）

第3章 課税所得等の範囲等

第1節 課税所得等の範囲（第5条—第9条）

第2節 課税所得の範囲の変更等（第10条）

第4章 所得の帰属に関する通則（第11条・第12条）

第5章 事業年度等（第13条—第15条）

第6章 納税地（第16条—第20条）

第2編 内国法人の法人税

第1章 各事業年度の所得に対する法人税

第1節 課税標準及びその計算

第1款 課税標準（第21条）

第2款 各事業年度の所得の金額の計算の通則（第22条）

第3款 益金の額の計算

第1目 収益の額（第22条の2）

第1目の2 受取配当等（第23条—第24条）

第2目 資産の評価益（第25条）

第3目 受贈益（第25条の2）

第4目 還付金等（第26条—第28条）

第4款 損金の額の計算

第1目 資産の評価及び償却費（第29条—第32条）

第2目 資産の評価損（第33条）

-----途中省略-----

第1編 総則

第1章 通則

(趣旨)

第1条 この法律は、法人税について、納税義務者、課税所得等の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手續並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国外 この法律の施行地外の地域をいう。
- 三 内国法人 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- 四 外国法人 内国法人以外の法人をいう。
- 五 公共法人 別表第1に掲げる法人をいう。
- 六 公益法人等 別表第2に掲げる法人をいう。
- 七 協同組合等 別表第3に掲げる法人をいう。
- 八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- 九 普通法人 第5号から第7号までに掲げる法人以外の法人をいい、人格のない社団等を含まない。
- 九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人（*1）のうち、次に掲げるものをいう。
*1：公益社団法人又は公益財団法人を除く。
- イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

-----途中省略-----

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第3条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（*1）の規定を適用する。

*1：第75条の4（電子情報処理組織による申告）及び別表第2を除く。

第2章 納税義務者

第4条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第84条第1項（*1）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

*1：退職年金等積立金の額の計算

2 公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

3 外国法人は、第138条第1項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき（*1）、法人課税信託の引受けを行うとき又は第145条の3（*2）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

*1：人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。

*2：外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算

4 個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

第2章の2 法人課税信託

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第4条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（*1）及び固有資産等（*2）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（*3）の規定を適用する。

*1：信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同じ。

*2：法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。

*3：第2条第29号の2（定義）、前条及び第12条（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）並びに第6章（納税地）並びに第5編（罰則）を除く。以下この章において同じ。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

（受託法人等に関するこの法律の適用）

第4条の3 受託法人（*1）又は法人課税信託の受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

*1：法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの（*1）が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする。

*1：次号において「営業所」という。

二 法人課税信託の信託された営業所が国内にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外国法人とする。

三 受託法人（*1）は、会社とみなす。

*1：会社でないものに限る。

四 信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託法人は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託法人は合併法人に含まれるものとする。

五 信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託法人は分割承継法人に含まれるものとする。

六 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

七 受託法人は、当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日（*1）に設立されたものとする。

*1：1の約款に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなつた場合にはその該当することとなつた日とする。

八 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（*1）に第12条第1項（*2）に規定する受益者（*3）が存することとなつた場合（*4）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

*1：第2条第29号の2ロ（定義）に掲げる信託に限る。

*2：信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属

*3：同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号において「受益者等」という。

*4：第2条第29号の2イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。

九 法人課税信託（*1）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第12条第1項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

*1：第2条第29号の2ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。

十 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

十一 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受益者についてのこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(受託者が2以上ある法人課税信託)

第4条の4 1の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、1の者の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合には、同項の各受託者は、同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者を納税義務者として当該法人課税信託に係る法人税を納めるものとする。

第3章 課税所得等の範囲等

-----以下省略-----